

目 次

村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿	…2
議 事	
議事(1) 村上市歴史的風致維持向上計画の評価・検証について	…3
議事(2) 村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定とその方向性 について	…4
(参考)	
村上市歴史的風致維持向上協議会条例	…5

村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿

令和6年10月10日現在

学識経験を有する者（1号委員）

学校法人國學院大學観光まちづくり学部・教授 (国立大学法人東京大学・名誉教授)	西 村 幸 夫
国立大学法人新潟大学工学部建設学科・教授 (村上市景観審議会・会長)	岡 崎 篤 行
村上市文化財保護審議会・会長	武 者 秀 雄
新潟県建築士会岩船支部・理事	大 竹 憲 一

関係団体を代表する者（2号委員）

村上商工会議所・会頭	川 崎 久
村上市観光協会・元監事 (歴史的風致形成建造物所有者)	益 田 茂 彦
村上・岩船景観会議・座長	川 上 伊 登 志
村上町屋再生プロジェクト・代表 (歴史的風致形成建造物所有者)	吉 川 真 嗣
村上地域まちづくり協議会地域活性部会・委員	近 藤 正 敏
岩船まちづくり協議会文化事業部・副部長	船 山 三 喜 雄
活気あふれる街瀬波まちづくり推進協議会・委員	石 井 秀 逸
あらかわ地区まちづくり協議会・理事長	江 端 栄 作
砂山地域まちづくり協議会・会長	村 山 真 実
塩野町地域まちづくり協議会・会長	本 間 みづえ
山北地区まちづくり協議会	板 垣 真
地域コミュニティ部会・部会長	

関係行政機関の職員（3号委員）

新潟県村上地域振興局・地域振興監	渡 辺 津 与 志
新潟県村上地域振興局地域整備部・副部長	松 本 剛 英
新潟県村上地域振興局農林振興部・副部長	山 崎 哲
新潟県教育庁文化行政課文化係・係長	三 ツ 井 朋 子
村上市教育委員会生涯学習課・課長 (歴史的風致形成建造物管理者)	平 山 祐 子

オブザーバー

国土交通省北陸地方整備局建政部・都市調整官	染 谷 秀 徳
-----------------------	---------

議事(1)

村上市歴史的風致維持向上計画の評価・検証について

現在の歴史的風致維持向上計画に関する評価・検証は、下記のとおりです。

記

1 村上市歴史的風致維持向上計画の評価・検証について

別紙) 村上市歴史的風致維持向上計画最終評価シート（案）について【資料1】のと
おり

議事(2)

村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定とその方向性について

村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定とその方向性については、下記のとおりです。

記

1 第2期村上市歴史的風致維持向上計画の策定について

議事(2)村上市歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定とその方向性について

【資料2－1】、【資料2－2】及び【資料2－3】のとおり

参 考

○村上市歴史的風致維持向上協議会条例

平成 28 年 3 月 22 日

条例第 25 号

(設置)

第 1 条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、村上市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議する。

- (1) 法第 5 条第 1 項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第 5 条第 8 項の認定を受けた計画の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) その他歴史的風致の維持及び向上に関し必要な事項について協議を行うこと。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 6 条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、都市計画課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年村上市条例第 46 号）に定めるところによる。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。